

おわりに

国と都道府県等との連携によって産業廃棄物の不法投棄防止が図られる一方で、今なお、全国においては、不法投棄事案の発生が後を絶たず、事案を抱えるそれぞれの自治体によって、生活環境を保全するために必要な対策が進められている。

こうした中で、市は、市北部地区における産業廃棄物不法投棄事案の解決に向けて、「行政と市民との協働」を原則の一つとして、事案に係る情報を市民に積極的に公開し、市民の理解のもと、対策を進めるように努めてきた。

本事案では、地中において廃棄物が燃焼し、ダイオキシン類が生成していることが確認され、この支障を除去するための作業方法や掘削量等については様々な意見があった。このため、実施計画を策定するまでには、専門家から助言を得ることはもちろんのこと、検討委員会等の機会において、市民との間でも議論を交わした。

特に、現場周辺4地区については、住民の生活環境を脅かしかねない重要な問題であり、市が実施する対策に対して理解を得ることが必要であった。そのため、説明会等には多くの時間を費やしたが、中でも最も影響が懸念された岩野田北自治会連合会の住民の方々には、時に厳しい意見をいただきながら説明を重ねた。

この結果、市は、支障を除去するための実施計画を策定して環境大臣の同意を得て、平成20年3月から特定支障除去等事業を開始することができた。

事業を開始した当初は、注水消火等、困難が予想される作業もあったが、作業は順調に進み、実施計画に定めた期限である平成25年3月31日で予定どおり完了することができた。

平成16年3月に県警による善商への強制捜査が行われて以降、実施計画に基づき支障を除去するまでには約9年の歳月を要したが、現場において順調に作業を進められたのは、現場周辺の4地区の住民の方々をはじめ、市民の理解のもと、協働して取り組むことができたからに他ならない。

また、平成20年8月に、現場周辺4地区の自治会代表者8名で構成する岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案現場対策推進協議会を設置し、委員の皆様計21回にわたって掘削・選別、搬出等の全ての作業工程とその進捗状況を確認いただくとともに、事業を実施する間における現場周辺4地区の住民の安全確保の方策等について助言をいただいた。さらには、搬出された廃棄物が適正に処分されていることを確認するために県外の最終処分場を視察していただいたこと等、会長をはじめ、委員の皆様には格別のご協力をいただき、心から感謝申し上げたい。

今回、市は、環境行政に対する市民からの負託に応えることができず、不法投棄事案を発生させるという事態に至ったが、こうした事態に至ったことを真摯に反省し、特定支障除去等事業の完了を機に、この記録誌を作成することとした。この記録誌を後世に伝え、今後、二度と同様の事案が発生しないように努めていきたい。

事案の経緯(年表)

年月日	経緯
S62. 7. 6	(株)善商 事業開始 産業廃棄物処理業の許可(コンクリート廃材の破碎処分)
S63. 3.17	市民から、コンクリートがらが多量に積み上げられて危険であるとの通報
4.30	(株)善商 産業廃棄物処理業の変更許可(収集運搬、木くずの焼却処分を追加)
H 2. 5.30	市民から、(株)善商が保安林に廃棄物を堆積させているとの通報
7.30	岐阜県が(株)善商に対し森林法に基づく復旧命令(廃棄物 89,500m ³ を全部撤去すること)
H 3. 6. 3	(株)善商に対し適正処理を勧告
8 頃	(株)善商が岐阜市御望山地内に再生品の資材置き場を確保し、再生品、土砂等の搬出開始
H 4. 6.23	(株)善商に対し適正処理を勧告
H 6. 4.28	(株)善商 産業廃棄物処理業の更新許可(収集運搬、処分)
H 7. 4.21	(株)善商に対し適正処理を文書指導
H 8.11 頃	御望山の保管量が上限に到達
H 9. 3.11	(株)善商に対し焼却施設の改善を勧告
H11. 4.30	(株)善商 産業廃棄物処理業の更新許可(収集運搬、処分)
5.19	(株)善商の最上部において木くずから出火
5.21	(株)善商に対し不適正処理の改善を文書指導
8. 3	(株)善商 産業廃棄物収集運搬業事業範囲の変更許可(品目追加)
12.24	(株)善商 産業廃棄物処分業事業範囲の変更許可(品目追加)
H12. 1. 3	(株)善商の焼却炉南において出火
1. 6	(株)善商に対し不適正処理の改善を文書指導
H16. 3.10	廃棄物を不適正処理したとして(株)善商に岐阜県警察の強制捜査
3.19	岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部を設置
3.24	地元説明会(3.24～26・3.30) 健康相談窓口の設置(北市民健康センター) 産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等調査開始
4. 1	産業廃棄物特別対策室を新設 岐阜市産業廃棄物不法投棄問題実態調査委員会を設置
4. 9	廃棄物処理法18条の規定により搬入実績の報告徴収開始(計4回 1,689社に対して実施)
4.23	(株)善商 産業廃棄物処分業許可・産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分

<p>H16. 4.27</p> <p>5. 1</p> <p>5.10</p> <p>5.20</p> <p>5.27</p> <p>5.28</p> <p>6. 1</p> <p>6.25</p> <p>6.28</p> <p>9.21</p> <p>9.27</p> <p>9.28</p> <p>10.18</p> <p>11. 8</p> <p>11.26</p> <p>11.29</p> <p>11.30</p> <p>12. 2</p> <p>12. 8</p> <p>12.15</p> <p>12.20</p> <p>12.27</p>	<p>(株)善商 産業廃棄物施設設置許可の取消処分 産業廃棄物処分業の更新申請不許可処分</p> <p>産廃担当職員を増員</p> <p>実態調査委員会が報告書を提出 推定廃棄物量判明 約 567,000m³</p> <p>岐阜市産業廃棄物不法投棄問題対応検証委員会を設置</p> <p>岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会を設置</p> <p>一部撤去（約 14,300m³）の措置命令を発出（対象者：(株)善商） H17.5.31 履行確認</p> <p>岐阜県が(株)善商に対し森林法に基づく復旧命令</p> <p>岐阜市産業廃棄物不法投棄問題に係る情報公開検討委員会を設置</p> <p>(株)善商の敷地内盛り土側面のコンクリート擁壁が崩落</p> <p>産業廃棄物不法投棄現場汚染状況等詳細調査開始</p> <p>民事保全法に基づく仮差押えの実施</p> <p>緊急調査費用を請求</p> <p>廃棄物処理法違反容疑で(株)善商、ニッカン(株)の役員らが逮捕</p> <p>廃棄物処理法違反（不法投棄）で(株)善商、ニッカン(株)の役員らが起訴</p> <p>検証委員会から検証結果の報告</p> <p>廃棄物処理法違反（再委託の禁止）で(株)善商、ニッカン(株)の役員らが起訴</p> <p>対策本部において、検証委員会の指摘・提案に対する対応方針とアクションプランの作成を決定</p> <p>市三役の責任表明（減給処分）</p> <p>岐阜県警察による市役所の家宅搜索</p> <p>ニッカン(株)破産宣告</p> <p>廃棄物処理法違反(不法投棄)で(株)善商、ニッカン(株)の役員らが追起訴(H14.12～H16.3 まで2,382回、約91,100m³を不法投棄)</p> <p>排出事業者等の自主撤去開始</p>
<p>H17. 1.17</p> <p>1.21</p> <p>1.28</p> <p>2. 3</p>	<p>廃棄物処理法違反（再委託の禁止）でニッカン(株)の役員らが追送検</p> <p>廃棄物処理法違反（不法投棄）で(株)善商の役員らが書類送検（H 15.10～5 月 582回 約 23,700m³を不法投棄） 現場内及び周辺環境の詳細調査の中間結果を公表（環境基準に適合）</p> <p>排出事業者の立入検査着手</p> <p>対策本部において、検証委員会の指摘・提案に対する 29 項目のアクションプランを策定</p>

H17. 2.28	廃棄物処理法違反（不法投棄）で(株)善商の役員らが追起訴（H 14.12～15.9 まで 362 回、約 14,480m ³ を不法投棄）
3.28	詳細調査による廃棄物総量判明 約 753,000m ³
3.29	産業廃棄物不法投棄問題に関する職員の処分発表（部長 2 人を戒告、その他 職員 18 人を訓告）
3.31	保全執行（仮差押え）の一部取り下げ
4. 1	産廃 G メンを配置、業者指導体制を強化
4.22	詳細調査結果の総括を発表（埋め立てられた廃棄物は建設系廃棄物）
4.26	現場内に設置したボーリング孔から白煙の発生を確認
11. 1	搬入量 500m ³ 以上の排出事業者に撤去協力要請（77 社）
12.27	検討委員会の中間報告を受けて市長方針表明
H18. 3.22	措置命令にかかる弁明通知書を発送
3.23	検討委員会が報告書を提出
3.29	対策本部にて、今後の対策に係る基本方針を決定
4.17	撤去・モニタリング調査の措置命令を発出（対象者：(株)善商） 撤去の措置命令を発出（対象者：(株)善商役員ら、ニッカン(株)と役員ら）
4.24	搬入量 200m ³ 以上 500m ³ 未満の排出事業者に撤去協力要請（60 社）
5. 1	産業廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定に基づいた支障の除去等の措置に係る公告
5.22	行政代執行による現場内モニタリング調査に着手
8. 8	撤去の措置命令を発出（対象者：排出事業者 1 社） H18.11.13 履行確認
8.22	搬入量 50m ³ 以上 200m ³ 未満の排出事業者に撤去協力要請（169 社）
12. 7	ニッカン(株)破産手続を終了
H19. 1. 5	撤去の措置命令を発出（対象者：排出事業者 1 社）
3.17	(株)善商が従業員を解雇、休眠
3.18	(株)善商休眠により自主撤去中断
3.30	岐阜市産業廃棄物不法投棄対策基金の設置
4. 6	産業廃棄物不法投棄事案に係る消火等支障除去対策に関する技術専門会議を設置
4.28	協力業者による積込作業開始 自主撤去再開
6.25	現場最上部西側の 1 地点において白煙を確認（当該地点周辺を立ち入り禁止にし、応急措置）
9.18	搬入量 50m ³ 未満の排出事業者に撤去協力要請（第 1 期：201 社）
10. 5	平成 18 年度に要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商）

H19.10. 9	技術専門会議から提言
10.23	搬入量 50m ³ 未満の排出事業者に撤去協力要請（第 2 期：201 社）
H20. 3.25	産廃特措法の規定に基づく実施計画について、環境大臣の同意
5.26	不法行為による損害賠償を請求（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員らほか）
6.11	平成 19 年度に要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商）
8.20	産業廃棄物不法投棄現場対策推進協議会を設置
8.29	行政代執行による現場内での工事を開始（仮設道路工事）
H21. 1.26	平成 20 年 4 月から 12 月までに要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員ら）
6. 4	平成 21 年 1 月から 3 月までに要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員ら）
8. 4	注水消火作業を開始（10 月末作業終了）
8.26	現地見学会を開始
H22. 1.26	廃棄物を掘削・選別した可燃物などの搬出・処分を開始
6. 1	平成 21 年度に要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員ら）
H23. 5. 1	排出事業者等による自主撤去を終了
5.19	損害賠償請求訴訟を提起（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員らほか）
6. 6	平成 22 年度に要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員ら）
6.17	平成 20 年度から平成 22 年度までに要した行政代執行費用を請求（対象者：排出事業者 8 社）
8.12	平成 20 年度から平成 22 年度までに要した行政代執行費用を請求（対象者：関連会社 4 社）
9.21	損害賠償請求訴訟判決（(株)善商と同社経営者、運搬業者らに、岐阜市に対し賠償を命ずる判決言渡し）
H24. 5.18	産業廃棄物不法投棄事案技術評価検討委員会を設置
6. 6	損害賠償請求訴訟判決（(株)善商の役員らに、岐阜市に対し賠償を命ずる判決言渡し）
6. 7	平成 23 年度に要した行政代執行費用を請求（対象者：(株)善商と役員ら、ニッカン(株)の役員ら、関連会社 4 社、排出事業者 7 社）
10. 9	損害賠償請求訴訟の和解（対象者：運搬業者の元経営者）

事案の経緯

H25. 3.15	行政代執行による工事を終了
3.21	技術評価検討委員会が報告書を提出
4. 1	廃棄物処理法第 15 条の 17 に基づいて不法投棄現場を指定区域に指定
6.25	平成 24 年度に要した行政代執行費用を請求（対象者:㈱善商と役員ら、ニッカン㈱の役員ら、関連会社 4 社、排出事業者 5 社）
6.28	環境省へ事業完了報告書を提出

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案の記録

平成26年3月

発行
編集

 岐阜市
岐阜市環境事業部産業廃棄物特別対策課
〒500-8720 岐阜市神田町1丁目11番地
TEL：058-214-6279（ダイヤルイン）
058-265-4141（代）
E-mail：san-toku@city.gifu.gifu.jp
